

マイナンバーカードの交付申請を住民課でお手伝いします!
～顔写真を撮影し、申請手続き完了まで～ 手数料もかかりません。

☎ 住民課
☎0859-54-5210

顔写真付きの公的証明書が必要になり、困ったことはありませんか？
マイナンバーカード（個人番号カード）は氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真が表示されたカードで、公的な身分証明書として利用できます。

マイナンバーカードの申請に必要な写真を無料で撮影し、申請のお手伝いをしています。お気軽にご利用ください。

○持参するもの

本人確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
通知カードに同封された交付申請書
（お持ちでない場合は、新しいものを発行します。）

○受付場所

本庁住民課（平日午前9時～午後5時）

○受取方法

カードの発行には1ヵ月程度かかります。
町から交付通知書（はがき）でお知らせしますので、申請した本人（15歳未満の方は保護者同伴）が交付場所へお越しください。

今後は、カードの健康保険証としての利用やお薬手帳との一体化、カードを活用したマイナポイントの申込み等が始まります。

マイナンバーを証明するための「通知カード」の新規発行の手続きは、令和2年5月25日で廃止となりました。

現在お持ちの通知カードは、当面の間、住所や氏名などに変更がない限り引き続きマイナンバーを証明する書類としてご利用いただけますが、この機会にマイナンバーカードへの切り替えをおすすめします。



マイナンバーカード

ご自宅のパソコンやスマートフォンでのオンライン申請もできます。



マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



通知カード

令和2年9月開始（7月から申込可能）
マイナポイントを申し込んでポイントをもらおう!

☎ 総務課
☎0859-54-5201

マイナポイントとは、マイナンバーカードを活用した国の新しい事業で、消費活性をめざすものです。

①マイナンバーカードを取得



②専用サイトからマイナポイントを申し込み



③キャッシュレス決済サービスを選択
（キャッシュレスでチャージまたは買い物）



金額に対し25%のポイント（1人あたり上限5,000円分）が付与

詳しくはこちら



マイナポイント

